

## 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）に係るQ & A 【多機能型簡易居室の設置】

令和2年10月26日時点の多機能型簡易居室の設置に係るQ & Aです。  
厚生労働省へ照会し、回答のありました内容を記載しております。  
厚生労働省との協議等により、取扱いが変更となっている場合があります。また、今後、取扱いが変更となる場合がありますので、あらかじめご了承願います。

Q 1 住宅賃貸に係る家賃や借り上げ費用は補助対象となるか。

A 1 多機能型簡易居室とは、感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとして、プレハブ等の簡易に設置できるものを想定していますが、都道府県において住宅を借り上げて本事業実施することが適当と判断した場合は、対象として差し支えございません。ただし、借り上げ費用や家賃については、1か年分のみ(※)が対象となりますのでご注意ください。

※令和2年4月から令和3年3月までの期間内

Q 2 Q 1 への改修費や修繕費は補助対象となるか。

A 2 A 1 と同様に対象として差し支えございません。

Q 3 Q 1 の礼金，敷金は補助対象となるか。

A 3 **対象外**となります。

Q 4 Q 1 の条件として退去時の消毒が必要な場合は補助対象となるか。

A 4 **対象外**となります。  
退去時の消毒費用については、感染症対策徹底支援事業（多機能型簡易居室設置に要する費用は除く）において対象としております。

Q 5 Q 1 のカーテンや照明器具を購入した場合は補助対象となるか。

A 5 **対象外**となります。  
工事費等の設置に要する費用を対象としているため、カーテンや照明器具などの備品は対象外となります。感染症対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く）の基準単価内で必要に応じて検討してください。

Q 6 Q 1 のエアコン、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ等の生活必需品を購入した場合は補助対象となるか。

A 6 エアコンは設置に附属する設備なので補助対象となります。  
それ以外の備品は**対象外**となります。  
備品は、感染症対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く）の基準単価内で必要に応じて検討してください。

Q 7 新型コロナウイルス感染症が発生した際に、事務室を使用して感染症へ対応することとし、別に事務室を設置、賃貸またはリースした費用は補助対象となるか。

A 7 既存施設の改修は**対象外**となります。

---

Q 8 賃貸している物件の物置として利用している部屋を、新型コロナウイルス感染症が発生した際に利用できるようにする改修費用は補助対象となるか。

A 8 A 7と同様に**対象外**となります。

---

Q 9 法人所有ではない建物の内部造作工事や設備設置費用は補助対象となるか。

A 9 A 7と同様に**対象外**となります。

---

Q10 ベットや寝具等の新型コロナウイルス感染症が発生した際に必要となる備品等は補助対象となるか。

A10 工事費等の設置に要する費用を対象としているため、ベッドや寝具等の備品は**対象外**となります。感染症対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く）の基準単価内で必要に応じて検討してください。

---

Q11 敷地内ではなく敷地外への設置は補助対象となるか。

A11 都道府県において敷地外に設置することが適当と判断した場合は、対象として差し支えございません。

---

Q12 事業所の同一敷地内に設置出来ないため、近くの法人本部の敷地内に設置した場合は補助対象としてよいか。

A12 実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、近くの法人本部の敷地内に設置することが妥当だと判断できるのであれば、対象として差し支えございません。

---

Q13 トレーラーハウスやキャンピングカーは補助対象となるか。

A13 対象となります。

---

Q14 キャンピングカーを複数の事業所で使用する場合は補助対象となるか。

A14 **対象外**となります。

---

Q15 自治体が設置者で運営が指定管理制度による民間法人や独立行政法人等の場合は補助対象となるか。

A15 類似の事業である社会福祉施設等施設整備費補助金においては、公立の施設整備に係る費用は一般財源化されており、補助対象外となっているところで

す。そのため、当該補助金の取扱いと同様に、公立施設については**対象外**としております。一般財源化は地方交付税等を考えております。

---

Q16 簡易陰圧装置も設置した場合は補助対象となるか。

A16 **対象外**となります。  
衛生管理体制確保事業等事業で補助対象となりますので、必要に応じて検討してください。

---

Q17 エアコン等の感染症対策に必要となる備品や設置工事は補助対象となるか。

A17 補助対象経費は、社会福祉施設等施設整備費補助金と同様のものを想定しておりますので、多機能型簡易居室に付随する工事については、補助対象となります。

---

Q18 プレハブ等の簡易に設置できるものを補助対象と想定しており、新たに建物を建築した場合は、補助対象外とのことだが、多機能型簡易居室として使用することを目的として新たに建物を建築した場合は、補助対象としてよいか。

A18 実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものと判断できるのであれば、対象として差し支えございません。

R2.10.26変更

---

Q19 倉庫に窓を備えて新たに設置した場合は補助対象となるか。

A19 感染発生時の感染者の隔離や、衛生用品保管等に柔軟に使えるものとなっているのであれば、補助対象となります。

---

Q20 一体的に整備する必要がある水道や電気工事は補助対象としてよいか。

A20 補助対象経費は、社会福祉施設等施設整備費補助金と同様のものを想定しておりますので、付随する工事については、補助対象となります。

---

Q21 シャワー室やトイレの設置部分は補助対象としてよいか。

A21 A20と同様に対象として差し支えございません。

---

Q22 有事の際の対応や電気工事が出来ないなどの理由により、発電機を備えて設置した場合は補助対象としてよいか。

A22 実地主体である都道府県が個々の事情を勘案し、必要であると判断できるのであれば、対象として差し支えございません。

---